別表六（十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の２第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該事業年度開始の日の前日における租税特別措置法第42条の12第１項第２号及び第２項第２号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(\text{別表六(十六)付表「２の①」－「３の①」})}$ ⑵ の欄」は、記載を要しない。

3　「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄及び「調整基準雇用者数 (1)－⑱ ⑼」の欄は、平成28年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。

4　「当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数　⑸」の欄は、当該事業年度開始の日において地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下この号において「特定地域事業所」という。）において当該事業年度に新たに雇用された租税特別措置法第42条の12第５項第５号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第２号に規定する雇用者をいう。）で当該事業年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（次号において「特定地域新規雇用者」という。）の数を記載すること。

5　「同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数　⑹」の欄は、特定地域新規雇用者のうち租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用に係る同条第５項第６号に規定する特定業務施設に勤務するものの数を記載すること。

6　「控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数 ((1)－⑱) 又は ((8)と(9)のうち少ない数) ⑽」の欄は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「((1)－⑱) 又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は ((8)と(9)のうち少ない数)」を消すこと。

7　「当期税額基準額 ⑿×$\frac{10\text{又は}20}{100}$ ⒀」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

8　「地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円) ×⑱ ⑲ ((3)＜(4)の場合は０)」の欄は、「基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(\text{別表六(十六)付表「２の①」－「３の①」})}$ ⑵」の欄が0.1以上である場合又は第２号の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消すこと。

9　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同法第68条の15の２第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

10　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第５項第11号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(十六)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

11　当該事業年度が１年に満たない場合（次号に規定する場合を除く。）には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×㉙ ㉚」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{\text{当期の月数}}{12}$」として記載すること。

12　租税特別措置法施行令第27条の12第15項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×㉙ ㉚」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」として記載すること。